

BUSINESS OBJECTS 使用許諾契約

重要:下記の内容を、よく注意してお読みください。これは、お客様と Business Objects との間で、コンピュータ ソフトウェア、関連メディア、印刷資料、およびオンラインまたは電子形式で提供されるマニュアルを含む、このソフトウェア使用許諾契約書に付属する Business Objects のソフトウェア製品（「本ソフトウェア」）に関する締結する法的な契約です。お客様は本ソフトウェアをインストールまたは使用する前に、以下のソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」とします）の諸条件をお読みになり、承認する必要があります。本契約における条件を受け入れること、あるいは本ソフトウェアを使用またはインストールすることにより、お客様は本契約のすべての条項を注意深く読んだこと、本契約あるいはその中で参照されている所定の文書に含まれているすべての条項に明示的に同意すること、当該条件に法的に拘束されることを表明します。もし本契約における条件を受け入れない場合は、本ソフトウェアをインストールあるいは使用することはできず、本ソフトウェア購入時点から 30 日以内に本ソフトウェアを購入した場所に返却し、本ソフトウェアの対価として支払った全額の返済を受けるものとします。

- 1. ライセンスの付与** Business Objects は、お客様に対し、本契約の諸条件に従い、お客様が適用される手数料を支払った本ソフトウェア製品および機能を内部業務の目的に限り使用するための非独占的かつ制限付きのライセンスを付与します。本ソフトウェアは、お客様に対して販売するものではなく、その使用権を許諾するものです。お客様がこの製品を、特別提供製品または他の Business Objects 製品に同梱された販促ライセンスとして取得した場合には、本契約第 3 条 5 項で規定されているとおり、追加の制限事項が適用されます。本ソフトウェアが第三者の製品とバンドルされた状態で、または第三者の製品と組み合わせて提供された場合、お客様は、本契約第 3 条 2 項（「制限付きライセンス」）で規定されているとおり、本ソフトウェアをかかる第三者の製品と共にのみ使用することができます。本契約は、販売促進ソフトウェアなど、本ソフトウェアと共に提供される他のソフトウェア プログラムには適用されません。これらの使用については、かかるソフトウェアに付属のオンライン ソフトウェア使用許諾契約が適用されます。

「Business Objects」とは、お客様が本ソフトウェアまたはこれに関連するサービスを直接または代理店経由で間接的に購入する、Business Objects 社を指します。

- 2. インストールおよび使用** お客様は、取得した環境設定のみにおいて、かつ購入したライセンス数だけ、本ソフトウェアをインストールし、使用することができます。お客様は、災害復旧、緊急時の再起動やバックアップが合理的に必要な場合には、本稼動用ではない本ソフトウェアをインストールすることもできます。これには、当該目的のため、複数の災害復旧サイトで使用するための複数も含まれますが、これに限定されません。本契約で定められている本ソフトウェアに関する権利を行使するには、起動時に表示された方法で本ソフトウェアのコピーを稼動させる必要があります。Business Objects は、ライセンスの数量、種類、並びに本ソフトウェアの使用をキーコードで管理することができます。

3. ライセンスの種類と定義

- 3.1. 指定ユーザー ライセンス（「NUL」）** 本ソフトウェアの使用が指定ユーザー単位で許諾されている場合、各指定ユーザーは、NUL の単独所有者として明確に特定される必要があります。複数のユーザーによる NUL の共有は明確に禁止されています。また、あるユーザーの NUL を別のユーザーに譲渡するには、元のエンド ユーザーが本ソフトウェアにアクセスする必要がなくなり、その許可が取り消されている必要があります。
- 3.2. 制限付きライセンス** 本ソフトウェアを第三者の製品（「OEM アプリケーション」）とバンドルされた状態で取得した場合、または本ソフトウェアと第三者の製品を組み合わせて提供、若しくは第三者の製品と共に使用するために本ソフトウェアが提供された場合、お客様は制限付きライセンスを取得したことになります。お客様は、本ソフトウェアと共に提供された OEM アプリケーションを併用する場合に限り、許諾された本ソフトウェアのコピーを使用することができます。OEM アプリケーションによって明確に作成または処理されていないデータにアクセスすることは、本ライセンスの違反となります。OEM アプリケーションがデータ マートまたはデータ ウェアハウスの使用を必要とする場合、OEM アプリケーションによって作成または処理されたデータにアクセスするために限り、データ マートまたはデータ ウェアハウスと共に本ソフトウェアを使用することができます。同一の導入環境において、制限付きライセンスを無制限のライセンスと組み合わせることはできません。
- 3.3. アップデート ライセンス** すでにライセンスされている製品のアップデート版として本ソフトウェアを取得した場合、お客様が本ソフトウェアを使用するためのライセンス数は、お客様が旧製品に対して取得したライセンスの総数を上限とします。本ソフトウェアおよび旧製品を同時に使用する場合、本ソフトウェアおよび旧製品へのアクセスに使用するライセンスの総数は、お客様が旧製品について取得したライセンスの総数を超えないことを条件とします。ただし、指定ユーザーは旧製品を引き続き使用できますが、第三者に旧製品を譲渡したり、第三者が旧製品を使用することを許可してはなりません。
- 3.4. 評価用ライセンス/再販禁止ライセンス** 評価用ライセンスまたは再販禁止ライセンスの使用は、本ソフトウェアのパッケージ、注文書または送付書で指定されている期間および指定されているライセンスの数と種類に制限されます。ライセンサーが規定の永続的なライセンス キーを取得しない限り、かかる指定期間の終了後、評価用ライセンスまたは再販禁止ライセンスに関する製品の機能は停止します。注文書または送付書に特定のプロジェクトが指定されている

場合には、当該プロジェクトにおいてのみ本ソフトウェアを使用することができます。評価用ライセンスは、評価の目的に限り使用することができ、本稼動を目的として使用することはできません。本契約の他の規定にかかわらず、評価用または再販禁止ライセンスとして提供された本ソフトウェアは、「現状有姿」にて提供されるものとし、いかなる明示/黙示の保証も伴いません。Business Objects は、書面による通知をもって、評価用ライセンスまたは再販禁止ライセンスを隨時終了することができます。

- 3.5. **販促ライセンス** お客様が特別提供品または販促ライセンス(「販促ライセンス」として本ソフトウェアを取得した場合、お客様は販促ライセンスを新しい導入環境においてのみ使用することができます。既存の導入環境またはプロジェクトに販促ライセンスを追加または使用することはできません。

4. 製品固有の使用権

- 4.1 **デザイナ ツール** Crystal Reports セットアップ プログラムによってインストールされる Crystal Reports のレポート デザイン アプリケーションおよびユーティリティー(「デザイナ ツール」)は、指定ユーザーごとに使用が許可されます。Crystal Reports の各コピーには、デザイナ ツールの指定ユーザー ライセンスが 1 つ含まれます。

4.2 Crystal Reports ランタイム製品

4.2.1 定義

「クライアント アプリケーション」とは、ライセンス取得者が開発した、a) ランタイム製品を利用し、b) エンド ユーザーのマシンに完全にインストールされ、そのマシンにおいてすべてのレポートプロセスがローカルで行われ、c) ランタイム製品に重要かつ主要な機能を付加するアプリケーションを指します。

「社内インストール」とは、ライセンス取得者の企業または組織内の 1 つもしくは複数のコンピュータに、ライセンス取得者の内部業務のみに関連して、クライアント アプリケーションおよび/またはサーバー アプリケーションを本稼動のためインストールすることを指します。

「配布」とは、ライセンス取得者の企業または組織にとって外部者である第三者エンド ユーザーに対して、クライアント アプリケーションおよび/またはサーバー アプリケーションを販売、リース、ライセンス、アクセス許可、または再配布することを指します。

「ランタイム製品」とは、製品と共に提供され RUNTIME.TXT ファイルで指定される、バージョンが特定されたファイルおよびアプリケーション プログラム インターフェース(API)を指します。

「サーバー アプリケーション」とは、ライセンス取得者が開発した、a) ランタイム製品を利用し、b) ミドルティア アプリケーションを経由し直接的または間接的に 複数のユーザーがランタイム製品にアクセスできるようにする、c) ランタイム製品に重要かつ主要な機能を付加するアプリケーションを指します。Windows Terminal Server 環境(Citrix や Microsoft Remote Desktop Platform など)にインストールされたクライアント アプリケーションは、サーバー アプリケーションです。

「導入環境」とは、Crystal Reports ランタイム エンジンの製品モジュールまたはファイルのいずれか 1 つの单一インストールを指します。

4.2.2 ランタイム製品の使用 ライセンス取得者は、クライアント アプリケーションおよびサーバー アプリケーションを開発するために、ランタイム製品のコピーを 1 部インストールおよび使用することができます。配布および社内インストールに関する諸条件は、以下の条項に定めるとおり、ライセンス取得者が開発するアプリケーションの種類に応じて異なります。

4.2.3 クライアント アプリケーションおよびサーバー アプリケーションの社内インストール ライセンス許諾者はライセンス取得者に対し、クライアント アプリケーションおよびサーバー アプリケーションと共にランタイム製品を社内インストールするための個人的、非独占的、制限付きのライセンスを付与します。

4.2.4 クライアント アプリケーションの配布 第 4 条 2 項 6 号を含むがこれに限定されない、本契約のすべての条件を遵守することを条件として、ライセンス許諾者はライセンス取得者に対し、クライアント アプリケーションをエンド ユーザーに配布するための個人的、非独占的、かつ制限付きのライセンスを付与します。

4.2.5 サーバー アプリケーションの配布 ライセンス許諾者はライセンス取得者に対し、サーバー アプリケーションを第三者に配布するための、非独占的で個人的な制限つきのライセンスを付与します。ただし以下の条件によるものとします。(a) そのようなサーバー アプリケーションで使用されるランタイム製品のバージョンが Crystal Reports で提供されるものと同じである場合、ライセンス取得者は第三者に配布されたサーバー アプリケーションの各導入環境のための Crystal Reports のライセンス付きコピーを取得するものとします。(b) あるいは、そのようなサーバー アプリケーションで使用されるランタイム製品のバージョンが Crystal Reports Developer Advantage で提供されるものと同じである場合、ライセンス取得者は少なくともひとつの Crystal Reports Developer Advantage のライセンス付きコピーを所有するもの

とします。いかなる場合もライセンス取得者は、第4条2項6号を含むがこれに限定されない本契約のすべての条件と、当該ライセンスのすべての条項を順守すること。

4.2.6 ランタイム製品配布要件 第4条2項4号もしくは第4条4項5号に基づいて、ライセンス取得者がランタイム製品を第三者に配布する場合、ライセンス取得者は以下の要件を遵守することに同意します。

- (a) ライセンス取得者は、ランタイム製品に特定の主要な機能を追加するアプリケーションの一部としてのみ、ランタイム製品のコピーを配布すること。
- (b) ライセンス取得者は、かかるランタイム製品のコピーもしくはサンプル アプリケーションの受領者から要請を受けた場合、サポート、サービス、アップグレード、その他の技術的支援を提供する全責任を負うこと。
- (c) ライセンス取得者は、ライセンス許諾者の書面による許可が無い限り、ライセンス許諾者もしくは本製品の名前、ロゴ、商標を使用しないこと。
- (d) ライセンス取得者は、ランタイム製品またはこれに関連するアプリケーションの使用、複製もしくは配布によって生ずるクレームや責任について、ライセンス許諾者を防御し、補償し、かつ免責すること。
- (e) ライセンス取得者は、汎用レポート作成、データ分析、レポート配信製品など、ライセンス許諾者が提供する製品と同一または同種の機能を有する他の製品と共にランタイム製品を配布しないこと。
- (f) ライセンス取得者は、下記の条項と実質的に同等の条件に対するエンドユーザーの承諾を確保すること。

エンドユーザーは、ランタイム製品もしくはレポートファイル フォーマット(.RPT)を変更、逆アセンブル、逆コンパイル、翻案、改変またはリバース エンジニアリングしないことに同意する。

エンドユーザーは、ランタイム製品を第三者に配布しないことに同意する。

エンドユーザーは、ライセンス許諾者の製品と通常競合する製品の配布を目的とした作成のためランタイム製品を使用しないことに同意する。

エンドユーザーは、レポートファイル フォーマット (.RPT)を、ライセンス許諾者の製品ではない、汎用レポート作成、データ分析、レポート配信製品向けに別のフォーマットに変換する他の製品の配布を目的とした作成のためランタイム製品を使用しないことに同意する。

エンドユーザーは、レンタルもしくはタイム シェアリング ベースにて本製品を使用しないこと、または第三者の利益のためサービス案内機関を運営しないことに同意する。

ライセンス許諾者とそのサプライヤは、明示 默示を問わず、商品性、特定目的適合性、第三者への権利非侵害性についての保証が含まれるが、これに限定されない一切の保証を否認する。ライセンス許諾者とそのサプライヤは、本契約上もしくは本ソフトウェアに関連して発生する直接的、間接的、結果的、付随的、懲罰的その他一切の損害賠償責任を負わない。

5. 所有権 Business Objects および/またはそのサプライヤは、オリジナルや他の複製を収める形式もしくはメディアにかかわらず、常に、本ソフトウェアおよびそのすべての複製における権利、所有権および利益のすべてを保有します。お客様は、本ソフトウェアに関するいかなる請求権もしくは権利または関連する特許、著作権、商標もしくはその他の知的財産を保有することになるものではなく、本契約によりこれらを取得することもありません。お客様は、本ソフトウェア、本契約の条項、ソフトウェア ベンチマークおよびこれに類するテスト(その実行主体が、お客様、Business Objects、または第三者のいずれかを問いません)を秘密とすることに同意するものとし、Business Objects の書面による事前の承認がある場合を除き、無許可でのこれらの公開または使用を禁止することに同意するものとします。Business Objects および/またはそのサプライヤは、お客様に明示的に付与されていないすべての権利を留保します。Business Objects のサプライヤは、本契約で意図された第三者たる受益者であり、本契約に規定されている諸条件に依拠し、それらを直接的に強制することができる明示的な権利を有します。

6. 著作権 本ソフトウェアの著作権は Business Objects および/またはそのサプライヤが有しており、米国の著作権法および特許法ならびに国際条約の規定により保護されています。お客様は本ソフトウェアを複製することはできません。ただし、(a) 本稼動用でないバックアップ コピーを作成する場合、あるいは(b) 本契約第2条に規定に従って、お客様がライセンスを受けた本ソフトウェアのコンポーネントを、本ソフトウェアの実行の一環としてコンピュータにインストールする場合を除きます。本ソフトウェアに含まれるマニュアルに限り、妥当な部数の複製(ハード コピーまたは電子形式のもの)を作成することができます。ただし、そのような複製はライセンスを付与されたエンド ユーザーが本ソフトウェアを使用する目的にのみ作成され、第三者には一切再発行もしくは配布することができません。お客様が作成する本ソフトウェアまたはマニュアルの複製には、Business Objects とそのサプライヤのすべての著作権表示、商標またはその他所有権に関する説明文を記載しなければなりません。上記の条件に該当しない本ソフトウェアの複製は、すべて本契約に対する違反行為となります。

7. 制限事項 本契約または適用法によって明示的に許可されている場合を除き、お客様は(a) Business Objects の書面による明示的な許可なく、本契約によって付与される本ソフトウェアまたはすべての権利のリース、貸与、再販、譲渡、サブライセンス、ま

たはその他の手段による配布を行ってはならず、(b)第三者に利するために、本ソフトウェアをタイムシェアリングで使用、あるいはサービス ピュロー設備やホスティング サービスを提供するために使用してはならず、(c)本ソフトウェアの設定に必要な場合を除き、当該目的で提供された本ソフトウェアに含まれるメニュー、オプション、ツールを使用して本ソフトウェアの変更、改変、翻訳、または派生著作物の作成を行ってはならず(エラー修正を目的とする場合も同様とする)、(d)本契約にかかるわらず準拠法によって許可される範囲および明示的な目的に該当する場合を除き、本ソフトウェア、.RPT レポート ファイル形式、またはその一部のリバース エンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル(インターチェンジアビリティ確保のための逆コンパイルも含む)は一切行ってはならず、(e)本ソフトウェアを使用して、Business Objects が提供する製品と競合する製品の開発を行ってはならず、(f)本ソフトウェアを使用して、Business Objects の所有物ではない汎用のレポート記述、データ分析、レポート配信製品で使用されるレポート ファイル形式にレポート ファイル(.RPT)形式を変換するための製品を開発してはならず、(g)許諾されていないキーコードの使用またはキーコードの配布を行ってはならず、(h)Business Objects の書面による事前の許可なしに、本ソフトウェアのベンチマーク結果を第三者に開示してはならず、(i)本契約で明示的に許可されている場合を除き、第三者による本ソフトウェアへのアクセスまたはその利用を許可してはならず、(j)キーコードを配布または公開してはなりません。お客様が、適用法に基づき、インターチェンジアビリティの確保を目的としたリバース エンジニアリングをする権利の行使を希望する場合には、まずこれを Business Objects に書面で通知するものとし、Business Objects が、独自の裁量により、本ソフトウェアとお客様が所有するその他の製品とのインターチェンジアビリティ確保に合理的に必要と判断される情報および支援を、お客様と Business Objects の双方が合意する料金(もしあれば)にて提供することを申し出ることを認めるものとします。

8. 限定的保証と救済

- (a) Business Objects は、(i)本ソフトウェアの納入後 30 日間について、本ソフトウェアが本ソフトウェアに付属する標準のマニュアルに記載されている機能説明と実質的に同一の機能を備え、(ii)物理メディア(CD-ROM など)の納入後 30 日間について、かかる物理メディアにおいてその材質および製造工程に起因する欠陥が発生しないことを保証します。下記第 8 条(c)項において否認することができない限り、本ソフトウェアおよびメディアに対する黙示的保証は納入後 30 日間に限定されます。事故、濫用、無許可の修理、改変、拡張または不正使用から生じた欠陥は、上記の保証から明確に除外されます。Business Objects は、本ソフトウェアが中断またはエラーなしで動作することについては保証いたしません。本ソフトウェアの追加コピー、改訂版もしくはアップグレード版(サポート サービスに基づいて提供されたリリースを含む)を受け取られた場合でも、保証期間が再開するなどその他保証期間が影響を受けることはありません。
- (b) 上記の限定的保証の違反に対するお客様の唯一の救済は、(i)本ソフトウェアを修正するか、上記の限定的保証に合致している製品と交換するか、あるいは(ii)上記の限定的保証に違反している本ソフトウェアのコピーについて、支払った対価の返済を受けて本契約を終了することのいずれかであり、そのいずれによるかは Business Objects が任意にこれを決定するものとします。上記の救済は、お客様が本ソフトウェアの納入後 30 日以内に、上記の限定的保証の違反があつた旨を Business Objects に書面にて通知した場合に限り、Business Objects からお客様に提供されるものとします。
- (c) 本契約第 8 条に明記されている保証を除き、Business Objects およびそのサプライヤは、(I)商品性、(II)特定目的に対する適合性、(III)第三者の権利に対する非侵害性、または(IV)隠れた欠陥についての黙示的保証を含む、一切の保証を否認します。国や裁判管轄地域によっては、黙示的な保証の排除が認められておらず、上記の排除が適用されないことがあります。そのため、お客様は、国もしくは裁判管轄地域によってその他の異なる法的権利を有することができます。お客様は、本契約を結ぶにあたり、お客様自身の経験、技能、および判断力に基づいて本ソフトウェアを評価したこと、および本ソフトウェアのお客様の要求に対しての適合性について満足したことを承認します。

9. 責任の制限

適用法によって許可される最大限の範囲において、BUSINESS OBJECTS またはその販売代理店、サプライヤもしくは関連会社は、いかなる場合も、お客様または第三者に対して、逸失利益、収益の減少、データの喪失もしくは不正確性または代替品の調達費用を含む、間接損害、特別損害、付随的損害、結果損害または懲罰的損害賠償について、過失を含むいかなる責任理論においても、また BUSINESS OBJECTS がそのような損害の可能性を事前に周知していたとしても、責任を負うことはありません。BUSINESS OBJECTS およびそのサプライヤがお客様の実際の直接的損害に対して負担する賠償責任の総額は、その原因の如何にかかわらず、かかる損害の直接原因となったソフトウェアに対してお客様が支払ったライセンス料または直接原因となったサービスに対してお客様が支払った料金を上限とします。これらの制限は、限定的救済の基本的な目的が達成されない場合でも適用されるものとします。上記のリスクの配分は、本契約に基づき請求される料金に反映されています。国や裁判管轄地域によっては、本条項で定める特定の状況における責任の制限または排除が認められないことから、かかる状況においてのみ、上記の制限がお客様に適用されない場合があります。

10. サポート サービス

お客様がサポート サービスを購入された場合、Business Objects はお客様に対して、その時点で有効な Business Objects のサポート サービス規定に従って本ソフトウェアの製品サポート サービスを提供します。本ソフトウェアのサポート サービスを購入される場合、お客様は保有する当該ソフトウェアのすべての許諾コピーについてサポート サービスを購入する必要があります。

11. 本契約の終了

本契約は終了されるまで有効です。お客様は、書面による通知を Business Objects に送付することにより、いつでも本契約を終了することができます。ただし、以下に規定されている返却および/または破棄の方針に従っていること

が条件です。お客様がライセンス料の払い戻しを受けられるのは、本契約が本契約第 8 条に従って終了した場合に限ります。お客様が本ソフトウェアの期限付き評価用ライセンスを注文された場合、本契約は評価期間が切れた時点で自動的に終了し、お客様は当該期限を無効にしないこと、および無効にするよう試みないことに同意するものとします。お客様が(i)注文時に、本契約に規定されているライセンス料およびその他の料金の支払いを怠った場合、あるいは(ii)本契約に規定されている諸条件のいずれかの遵守を怠り、その旨の通知を受け取ってから 30 日以内にそれを是正しなかった場合、Business Objects は本契約を終了することができます。かかる契約終了によって、お客様が未払料金の支払義務の履行を免れることはないものとし、Business Object が法的に利用可能な他の救済措置の追求を制限されることはないものとします。Business Objects による本契約の終了において、Business Objects がお客様の支払済み料金の払い戻し義務を負うことはなく、お客様は払い戻しに対する一切の請求権を永久かつ無条件に放棄することに同意するものとします。本契約が終了した時点で、お客様は、(i) 本ソフトウェアを組み込んだあらゆるカスタム アプリケーションの使用および配布を含む、本ソフトウェアのすべての使用をただちに中止し、かつ(ii) 本ソフトウェアを Business Objects に返却するか、または本ソフトウェアを破壊し、Business Objects に対して、そのすべての複製および部分的な複製が返却または完全に破壊され、使用されていないことを書面で証明することに同意します。本契約終了後も、本契約第 5 条、第 6 条、第 8 条(c)項、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、および第 18 条は存続するものとします。

12. **監査** Business Objects は、お客様が本契約を遵守しているかどうかを判断するために、本契約期間中および本契約の終了または満了後 2 年間については、お客様に対する適正な通知および Business Objects による費用の負担を前提として、お客様の帳簿および記録を監査することができます。その監査により、当該監査の対象期間中に Business Objects に支払うべき金額の 5% を超える金額が未払いになっていること、または事情を知りながら本契約の重大な義務に違反していることが判明した場合は、Business Objects に与えられる他の救済に加え、お客様は Business Objects に監査費用を支払うものとします。
13. **一般条項** 本契約のいずれかの規定が無効と判断された場合でも、その無効性が本契約のそれ以外の規定の有効性に影響を及ぼすことはないものとします。本契約は、お客様と Business Objects との間の完全なる合意を形成し、書面、口頭を問わず、本契約の主題に関連するこれまでの合意事項すべてに優先します。両当事者の権限を与えられた代表者が正式に署名した書面による証書によらない限り、本契約を修正することはできません。お客様が企業を代表して本ソフトウェアを取得される場合、お客様はかかる企業に対して本契約に基づく義務を負わせる法的能力を有することを表明し、これを保証するものとします。本契約は、お客様が提出する購入注文書またはその他の注文書類の条項すべてに優先します。お客様と Business Objects が、別途締結される相互に合意したソフトウェア ライセンスおよび関連サービス契約('MSLA')を締結し、かかる MSLA に基づいて本ソフトウェアを取得した場合は、本ソフトウェアの使用については MSLA の条項が適用され、かかる MSL は本契約の条項に優先します。本ソフトウェアの製品名は、Business Objects の商標または登録商標です。本契約について何かご質問がございましたら、最寄りの Business Objects の営業所または代理店にお問い合わせくださいか、Business Objects, Attn: Contracts Department, 3030 Orchard Parkway., San Jose, CA 95134 まで、直接書面でご連絡ください。
14. **米政府の制限付き権利** 本ソフトウェアは、連邦規則集(C.F.R.)タイトル 48、セクション 2.101(1995 年 10 月)で定義されている意味での「商品」であり、連邦規則集タイトル 48、セクション 12.212(1995 年 9 月)で規定されている「商用コンピュータ ソフトウェア」および「商用コンピュータ ソフトウェアのマニュアル」で構成されています。連邦規則集タイトル 48、セクション 12.212 および連邦規則集タイトル 48、セクション 227.7202-1 乃至 227.7202-4(1995 年 6 月)(あるいは、該当する場合は、各米政府機関の補遺等における同等の条項)に従い、米連邦政府に所属するユーザーの方々が本ソフトウェアを取得された場合、本契約に規定されている権利のみが付与されます。製造者は Business Objects(住所 3030 Orchard Parkway, San Jose, CA 95134)です。
15. **輸出規制** お客様は、本ソフトウェアの製造地が米国であることを了解するものとします。お客様は、米国および該当するその他の裁判管轄区域で定められる輸出入規制に関する法令、法規および要件の遵守に合意するものとします。Business Objects は、お客様が輸出に必要ななんらかの許認可を取得できないことに対し、その責任または賠償義務を負いません。上記の規定のみならず、お客様は、米国の法令、法規および要件によって定められる輸出許可の許認可を得ることなく、輸出制限対象の個人、禁輸対象地域、または拡散禁止対象のエンドユーザーまたは最終用途に対する輸出を行わないことに同意するものとします。
16. **注文条項** 正規代理店は、Business Objects の購入注文要件に適合する購入注文書を受け付けるものとします。Business Objects が書面によって承認していない、購入注文書にあらかじめ印刷されている条項は、その一切を無効とします。支払期限は請求書発行日から 30 日以内とし、Business Objects の関連施設 FOB 価格が適用されます。Business Objects は、いかなる種類の価格保証も一切否認します。お客様は、Business Objects の純益に対する税金を除く、該当するすべての売上税、使用税、消費税、付加価値税、物品サービス税 その他の税金ならびに該当するすべて輸出入費、関税および類似の費用を支払う責任があります。
17. **準拠法** 別途米連邦法により専占されている場合を除き、本契約は、米国カリフォルニア州法に準拠するものとし、法の抵触法規定または 1980 年国際物品売買契約に関する国連条約およびその修正条項は適用されないものとします。

18. 国別条項

本条項は、下記で指定する行政地域（「地域」）での本ソフトウェアの購入について、上記条項に対する限定的な規定および例外を定めるものです。下記に定める地域適用規定（「地域規定」）が本契約の条項に抵触する場合、当該地域で購入されるすべてのライセンスに対しては地域規定が適用され、他のすべての条項に取って代わります。

オーストラリア

a) 限定的保証と救済（第 8 条）: 下記条項を追加

本条で指定される保証は、お客様が 1974 年公正取引慣行法（Trade Practices Act 1974）またはその他の制定法によって付与される権利に追加されるものであり、適用法によって認められる範囲内に限定されます。

b) 責任の制限（第 9 条）: 下記条項を追加

法律によって認められる範囲において、Business Objects が 1974 年公正取引慣行法（Trade Practices Act 1974）またはこれに相当する州および地域の法律によって暗黙に示される排除不能な条件または保証に違反した場合、Business Objects の責任は、Business Objects の独自の選択により、(I) ソフトウェアの場合には、(a) (i) 製品の修理または交換、もしくは同等製品の提供、または(ii)かかる修理または交換、もしくは同等製品取得に要する費用の負担、また(II)サポートサービスの場合には、(x)サポートサービスの再提供、または(y)当該サービスの再提供を受けるための費用の負担、のいずれかに限定されるものとします。本契約に基づく Business Objects の賠償責任総額の算定においては、本条項に従って Business Objects が支払った金額、または交換、修理、提供した製品およびサービスの価値を算入するものとします。

c) 準拠法（第 17 条）: 本条項を下記の条項に完全に差し替え

本契約は、本ソフトウェアを購入した州および地域の法律に準拠するものとし、法の抵触条項または 1980 年国際物品売買契約に関する国連条約およびその修正条項は適用されないものとします。

ベルギーおよびフランス

a) 責任の制限（第 9 条）: 本条項を下記の条項に完全に差し替え

強行法規に別段の定めがある場合を除き、

1. 本契約に関連する義務の履行によって発生する可能性のある損害および損失についての Business Objects の責任は、（Business Objects に過失がある場合には）かかる義務の不履行が直接の原因となって発生し、明確に証明された損害および損失の補償に限定され、その補償金額は、かかる損害の原因となった本ソフトウェアに対してお客様が支払った費用を限度とします。この制限は、Business Objects が法的責任を負う人身損害（死亡を含む）、不動産および有形動産における損害に対する損害賠償には適用されません。

2. Business Objects およびそのソフトウェア開発者は、1) データの喪失またはデータへの損害、2) 偶発的または間接的損害、または経済的な結果損害、3) かかる損害の発生が直接原因となって発生した場合を含む、一切の逸失利益、4) 事業、収益、信用、見込み割引の損失については、これらの損害が発生する可能性について Business Objects が周知していた場合においても、一切の責任を負いません。

3. 本契約で合意した責任の制限および排除は、Business Objects による活動に対して適用されるだけでなく、Business Objects のサプライヤ、ソフトウェア開発者による活動にも適用されるものとし、Business Objects、そのサプライヤ、およびソフトウェア開発者が全体として責任を負う限度額を表すものとします。この制限は、Business Objects が法的責任を有する人身損害（死亡を含む）、不動産および有形動産における損害に対する損害賠償には適用されません。

b) 準拠法（第 17 条）: 本条項を下記の条項に完全に差し替え

本契約は、本ソフトウェアを購入した国の法律に準拠するものとし、法の抵触条項または 1980 年国際物品売買契約に関する国連条約およびその修正条項は適用されないものとします。

ドイツおよびオーストリア

a) 保証(第8条):本条項を下記の条項に完全に差し替え

Business Objects は、推奨されるハードウェア設定で本ソフトウェアを使用した場合に、本ソフトウェア受領後の限定的保証期間中に、本ソフトウェアが関連マニュアルに規定される機能(「明文化された機能」)を提供することを保証します。「限定的保証期間」は、業務ユーザーの場合には1年、非業務ユーザーの場合には2年とします。明文化された機能から派生した重要度の低い機能については、保証対象とはなりません。この限定的保証は、無料で提供されたソフトウェア(アップデート、プレーリース版、評価版、NFR版など)には適用されません。また、お客様が改変したソフトウェアについては、かかる改変に起因する欠陥が損害を招いた場合には、この保証は適用されません。保証の請求にあたっては、お客様は Business Objects の費用負担のもとに、当該ソフトウェアとその購入証明書を購入元企業に送付する必要があります。当該ソフトウェアの機能が、機能についての合意事項と著しく異なる場合には、Business Objects は独自の判断で、本契約の再履行という方法により、当該ソフトウェアの修理または交換を行うことができるものとします。この対処方法に不備があった場合には、お客様は購入価格の割引または購入契約の解除を選択できます。

b) 責任の制限(第9条):下記条項を本条項に追加

本条項で指定される制限および排除は、Business Objects の故意による過失または重過失によって発生した損害には適用されません。また Business Objects は、重要な契約上の義務に対する Business Objects またはその代理店の軽微な過失による違反に起因する損害については、かかる損害から派生する一般的に予測可能な損害額を上限として責任を負うものとします。このような責任の制限は、法的根拠の如何を問わず、すべての損害請求に、具体的には契約締結前または補助契約による請求にも適用されるものとします。ただし、責任の制限は、製品物責任法令に基づく強行法規上の責任には適用されません。また、明示的な保証の違反に起因する損害については、かかる明示的な保証が、発生した特定の損害からお客様を保護することを目的としている場合には、責任の制限は適用されません。この条項は、強行法規によって定められる責任の範囲の制限を意図するものではありません。

c) 準拠法(第17条):本条項を下記の条項に完全に差し替え

本契約は、本ソフトウェアを購入した国の法律に準拠するものとし、法の抵触条項または1980年国際物品売買契約に関する国連条約およびその修正条項は適用されないものとします。

イタリア

a) 責任の制限(第9条):本条項を下記の条項に完全に差し替え

Business Objects が責任を制限することのできない重過失または故意の失当行為に起因する損害を除き、本ソフトウェアにもともと存在する欠陥または更なる欠陥に関連する直接的または間接的な損害、本ソフトウェアの使用または不使用に関連する直接的または間接的な損害、あるいは本契約の違反に関連する直接的または間接的な損害についての Business Objects の賠償責任は、その損害の発生原因となった当該ソフトウェアまたは当該ソフトウェアの一部に対してお客様が Business Objects に支払った料金を上限とします。

b) 準拠法(第17条):本条項を下記の条項に完全に差し替え

本契約は、本ソフトウェアを購入した国の法律に準拠するものとし、法の抵触条項または1980年国際物品売買契約に関する国連条約およびその修正条項は適用されないものとします。

英国

a) 準拠法(第17条):本条項を下記の条項に完全に差し替え

本契約は、英国およびウェールズの法律に準拠するものとし、法の抵触条項または1980年国際物品売買契約に関する国連条項およびその修正条項は適用されないものとします。本契約のいかなる規定にもかかわらず、1999年第三者の契約上の権利法(Contracts Rights of Third Parties Act 1999)またはその他の法律に基づいて、本契約の記載事項から本契約の当事者以外の利益となる(明示的または默示的な)権利または利得が形成または付与されることはありません。

以下に、本契約の条件に同意する、または同意しない、のいずれかを選択してください。